

日高川町下水道事業

(林業集落排水事業)

経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年2月

日高川町上下水道課

目次

1. はじめに	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	5
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ...	12
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14

1. はじめに

本町は、和歌山県のほぼ中央部、日高川の中流域に位置します。平成17年5月1日に、川辺町、中津村、美山村の3町村の合併によって誕生しました。行政面積は331.59km²で和歌山県の総面積の約7%を占め、総面積の約90%は森林です。

本町の下水道事業は、農業集落排水事業及び林業集落排水事業に分かれており、林業集落排水事業は市川地区、三津ノ川地区にそれぞれ処理場を設置しています。

林業集落排水地域は、今後、少子高齢化が進み、人口は年々減少していくことが予測されており、これに伴い、下水道使用料の減少が見込まれています。一方で、下水道施設は供用開始が最も古い地区で平成14年度であるため、現時点では施設の老朽化には至っていないものの、今後、更新や修繕にかかる費用の増加が見込まれます。

このような状況にあつて、将来に渡っても安定的にサービスの提供を継続していくことが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。今後の経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (供用開始後14年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	12.14人/ha
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2 (市川地区、三津ノ川地区)
処理場数	2 (市川処理場、三津ノ川処理場)
広域化・共同化・最適化 実施状況 * 1	該当事項はありません。

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指す。

② 使用料

(ア) 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

現在の使用料体系は以下の通りです。

用途種別	基本料金	人数割料金
家庭用	2,570円/戸	520円/人

使用料は営業費用、支払利息等経営に要する費用をもとに算出しています。現在のところ改定する予定はありませんが、収益性や財政状態を分析・評価し、今後も適正な使用料体系を追求していきます。

(イ) 業務用使用料体系の概要・考え方

現在の使用料体系は以下の通りです。

用途種別	基本料金	人数割料金
事業所等営業用（飲食業以外）	1,030円	520円/人
事業所等営業用 （飲食業用）	延面積150㎡未満	5,140円
	延面積150㎡以上 300㎡未満	10,290円
	延面積300㎡以上	20,570円
		260円/人

(ウ) その他の使用料体系の概要・考え方

現在の使用料体系は以下の通りです。

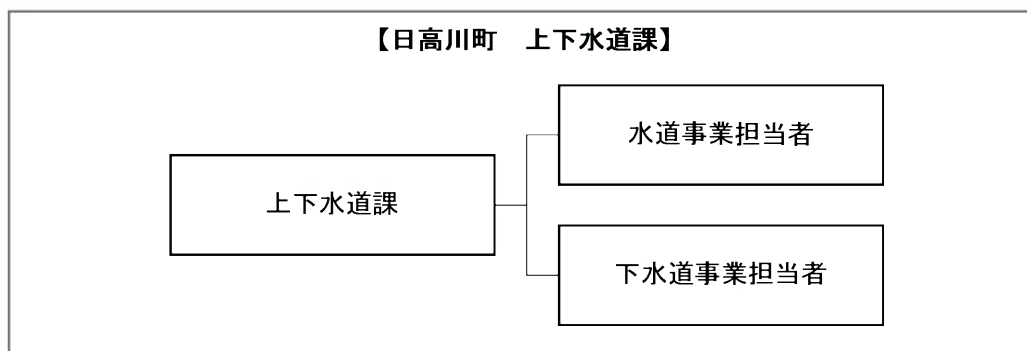
用途種別	基本料金	人数割料金
地区内の 集会施設	中央集会施設	2,570円
	小規模集会施設	1,030円
		—
学校、保育所等	10,290円	210円/人

③ 組織

日高川町の下水道事業は上下水道課が担当しています。

上下水道課は7名で組織され、上下水道課長1名、水道事業担当者4名、下水道事業担当者2名（うち、1名は水道事業と兼務）、事務担当者1名を配置しています。

上下水道課では、下水の維持管理（浄化槽含む）、集落排水工事、浄化槽設置工事、宅内検査などに関することを業務として行っています。



（2）民間活力の活用等

① 民間活用の状況

民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の維持管理については民間委託しています。
指定管理者制度	現在の民間委託を継続する方針のため、指定管理者制度については未検討です。
PPP・PFI	現在の民間委託を継続する方針のため、PPP・PFIについては未検討です。

② 資産活用の状況

エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *2	エネルギー利用については、費用対効果が図れないと判断したため未検討です。
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *3	土地・施設等利用については、投資に見合う収益獲得の可能性が不透明なことから未検討です。

*2 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*3 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙1のとおりです。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 収益的収支比率

指標の意味	<p>料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。 数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
平成27年度	73.86%
平成26年度	69.20%
平成25年度	88.37%
分析コメント・評価	<p>每期100%を下回り、一般会計からの繰入金を加味しても費用を賄えていません。今後もコスト削減と使用料の適正化に取り組む必要があります。</p>

(イ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため地方債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
平成27年度	0.00% (1,403.10%) *4
平成26年度	0.00% (1,105.04%) *4
平成25年度	0.00% (1,364.98%) *4
分析コメント・評価	<p>地方債の残高はありますが、その償還金額については一般会計の負担によって賄っているため、当指標は0%となっています。なお、類似団体においては、地方債の償還を全額一般会計の負担によっておらず、また、営業収益に比べて地方債残高が大きい傾向があるため、当指標の類似団体平均が大きくなっているものと推察されます。</p>

*4 ()は類似団体平均。以下、同様。

(ウ) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{料金収入}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$
平成27年度	52.61% (17.22%)
平成26年度	47.10% (16.18%)
平成25年度	58.86% (24.22%)
分析コメント・評価	<p>每期100%を大きく下回り、汚水処理費を使用料では半分程度しか賄えていない状況です。今後も継続してコスト削減に取り組み、使用料の適正化についても検討していく必要があります。</p>

(エ) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
平成27年度	412.92円 (1,000.83円)
平成26年度	448.39円 (1,021.89円)
平成25年度	344.11円 (634.68円)
分析コメント・評価	<p>類似団体平均よりは低い水準ですが、経費回収率を引き下げる要因の一つとなっています。今後も継続してコスト削減に向けての努力をする必要があります。</p>

(オ) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。</p> <p>経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
平成27年度	60.61% (37.14%)
平成26年度	60.61% (37.27%)
平成25年度	60.61% (43.91%)
分析コメント・評価	<p>施設利用率は類似団体平均と比較すると高い水準ですが、水洗化率が100%であることを鑑みると、施設能力が過大であるとも考えられます。将来的には、今後の人口減少やコスト削減の必要性も勘案し、施設規模やスペック等を見直すことが必要です。</p>

(カ) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して污水处理している人口の割合を表す指標。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、污水处理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり、使用料収入確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
平成27年度	100.00% (83.79%)
平成26年度	100.00% (85.78%)
平成25年度	100.00% (86.66%)
分析コメント・評価	<p>水洗化率は平成24年度以降、100%となっています。</p>

② 老朽化の状況

(ア) 管渠改善率

指標の意味	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
平成27年度	0.00% (0.00%) *5
平成26年度	0.00% (0.00%) *5
平成25年度	0.00% (0.00%) *5
分析コメント・評価	管渠については、供用開始からの経過年数が浅いため、耐用年数は到来していませんが、将来的には更新・修繕費用が増加していくことが見込まれます。計画的に状況調査し、必要な箇所を更新・修繕を行っていくことが必要です。

*5 ()は類似団体平均

③ 経営指標分析の全体総括

経費回収率が低く、維持管理費が使用料で賄えていない状況にあることから、コスト削減（委託料、汚水処理費等の削減）に取り組むとともに、下水道使用料の適正化についても検討することが課題と言えます。

現時点では施設の老朽化には至っていませんが、使用実態に見合う更新サイクルの設定と定期的な修繕による重要設備の長寿命化により、中長期的な更新費用の抑制に努める必要があります。

3. 経営の基本方針

将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、経営の基本方針を策定しました。

基本方針

水質保全を基本とし、健全な財政運営をめざすとともに、安定的な事業を将来に継承していきます。

● **水質保全に努めます。**

下水道の役割のひとつに、河川の水質汚濁防止による自然環境の保全があります。下水道事業はこの役割を果たすため、水質保全に努め、より良い自然環境を維持していきます。

● **健全な財政運営をめざします。**

現状では下水道事業の運営によって得られる使用料収入よりも、事業の維持管理にかかる支出の方が多く、下水道事業の財政は一般会計からの繰入によって補われ、維持されている状況です。

健全な財政運営が行えるよう、投資や維持管理費の適正化等に努めます。また、使用料の見直しについても検討します。

● **安定的な事業を将来に継承していきます。**

将来的に安定的な事業を継承していくためには、将来を見据えた経営を行っていくことが必要です。現在ある施設についても、将来の使用実態に見合う更新サイクルの設定と定期的な修繕による重要設備の長寿命化などを図り、適切な投資を検討していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙2の通りです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

林業集落排水事業は供用開始から経過年数が浅く、本経営戦略の計画期間においては大規模な更新投資を見込んでいません。

今後は適切な修繕によって、施設設備の長寿命化を図っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

（ア）料金収入

林業集落排水地域においては、近年、少子高齢化が進み、人口は減少傾向にあります。将来的にもこの傾向が続くと予想されており、「日高川町人口ビジョン」の将来推計においても人口は減少していく見通しとなっています。

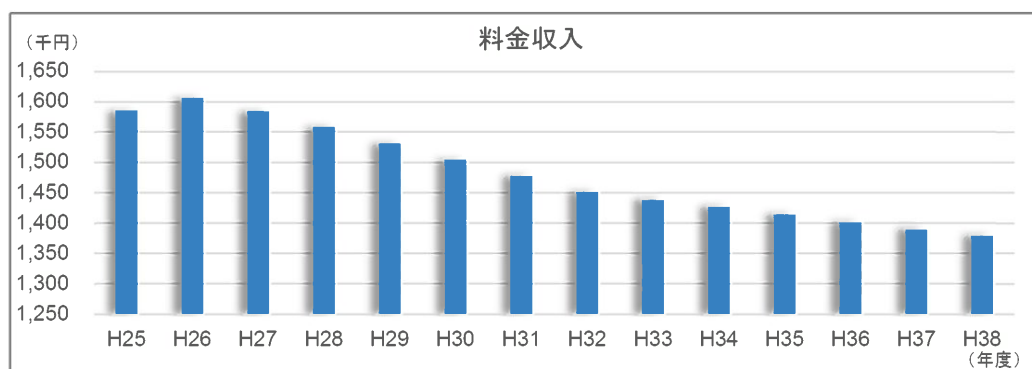
有収水量は人口の増減に概ね比例すると考えられます。現在のところ、使用料の改定は予定していないため、料金収入も同様に減少していくことが予測されます。

なお、料金収入は、平成27年度の使用料単価を基準単価として各年度の予測有収水量に乗じて算定しました。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
有収水量（㎡）	7,826	7,605	7,292	7,170	7,048	6,926	6,804
使用料単価（円/㎡）	203	211	217	217	217	217	217
料金収入（千円）	1,585	1,606	1,584	1,558	1,531	1,505	1,478

	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量（㎡）	6,682	6,626	6,569	6,512	6,456	6,399	6,353
使用料単価（円/㎡）	217	217	217	217	217	217	217
料金収入（千円）	1,452	1,439	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380

※有収水量および使用料単価は小数点以下を四捨五入して表示しております。



(イ) 他会計繰入金

本町の林業集落排水事業においては、以下の通り収支差額が生じる見込みです。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
営業収益	1,558	1,531	1,505	1,478	1,452	1,439
収入合計	1,558	1,531	1,505	1,478	1,452	1,439
営業費用	3,239	3,352	3,268	3,286	3,302	3,285
支払利息	660	627	593	559	525	489
地方債償還金	1,788	1,821	1,854	1,888	1,923	1,958
支出合計	5,687	5,800	5,715	5,733	5,750	5,732
収支差額	△4,129	△4,269	△4,210	△4,255	△4,298	△4,293

	H34	H35	H36	H37	H38
営業収益	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380
収入合計	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380
営業費用	3,292	3,293	3,290	3,292	3,292
支払利息	453	417	379	341	302
地方債償還金	1,995	2,031	2,069	2,107	2,145
支出合計	5,740	5,741	5,738	5,740	5,739
収支差額	△4,313	△4,326	△4,336	△4,350	△4,359

収支差額に対しては、一般会計からの繰入を見込んでいます。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一般会計からの繰入金	4,129	4,269	4,210	4,255	4,298	4,293
収益的 収入	基準内繰入	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	基準外繰入	0	0	0	0	0
資本的 収入	基準内繰入	0	0	0	0	0
	基準外繰入	1,681	1,821	1,762	1,807	1,845

	H34	H35	H36	H37	H38	合計	
一般会計からの繰入金	4,313	4,326	4,336	4,350	4,359	47,138	
収益的 収入	基準内繰入	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	26,928
	基準外繰入	0	0	0	0	0	0
資本的 収入	基準内繰入	0	0	0	0	0	0
	基準外繰入	1,865	1,878	1,888	1,902	1,911	20,210

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

人件費は農業集落排水事業に計上しているため、当事業では計上していません。

(イ) 動力費

直近3ヶ年の平均額を計上しています。

(ウ) 修繕費

直近3ヶ年の平均額に、ポンプの修繕費として毎年度20万円を加えて計上しています。

(エ) 委託料

直近3ヶ年の平均額を計上しています。

(オ) 地方債利息

約定利率に基づき計上しています。

(カ) 地方債償還金

償還スケジュールに基づき計上しています。

(キ) その他の項目

概ね直近3ヶ年の平均により計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項

林業集落排水事業は供用開始から経過年数が浅く、今後10年間においては大規模な更新投資を見込んでいません。ただし、その先の10年においては、機械設備を中心として更新が必要となる見込みです。

将来の使用実態に見合う更新サイクルの設定と定期的な修繕による重要設備の長寿命化などを図り、適切な投資を検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項

使用料については、消費税率引き上げ相当分を除き、供給開始以来改定しておらず、本経営戦略の計画期間（10年間）においても使用料の改定は見込んでおりません。

しかし、現状では収支差額を一般会計からの繰入で補填しております。特に基準外の繰り入れについては、これを減らすための施策を実施する必要があります。

まずはコストの見直しによって、費用を削減することが肝要ですが、料金収入の減少も見込まれており、基準外の繰り入れが拡大すると予想されている状況です。

将来的には投資財源の確保も課題となるため、随時、使用料の見直しを検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託費に関する事項

汚水処理場の維持管理については、民間委託をしています。委託費は営業費用のうちの多くを占めているため、委託料の適正化について検討します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

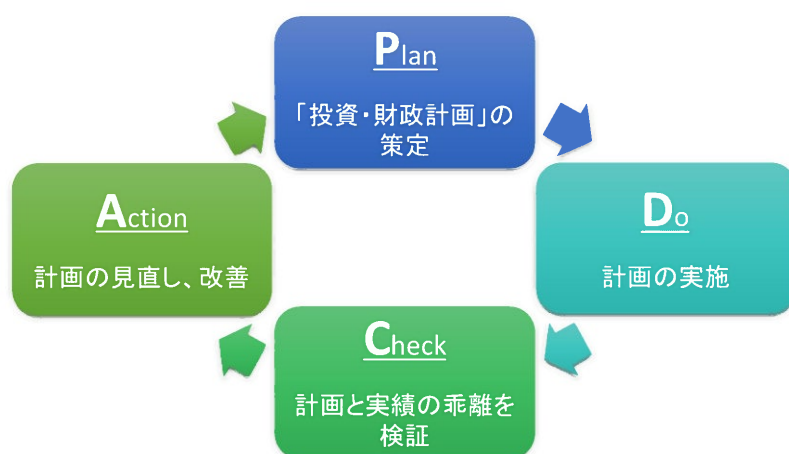
見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



経営比較分析表

和歌山県 日高川町

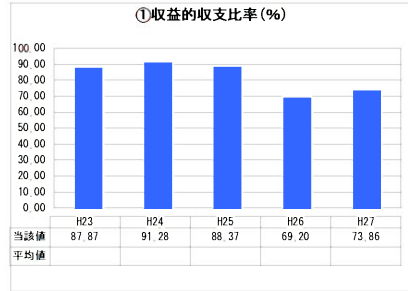
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	林業集落排水	G3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	0.83	100.00
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)			
4,000			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,279	331.59	31.00
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
85	0.07	1,214.29

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

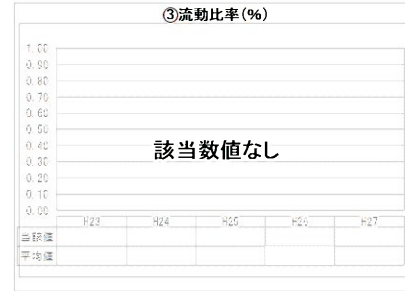
1. 経営の健全性・効率性



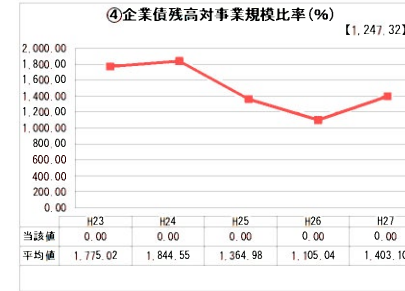
「単年度の収支」



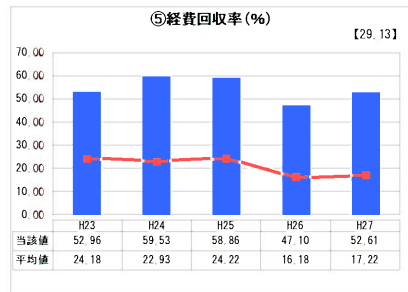
「累積欠損」



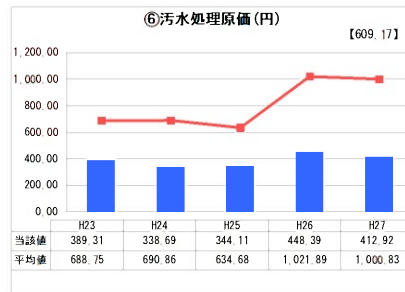
「支払能力」



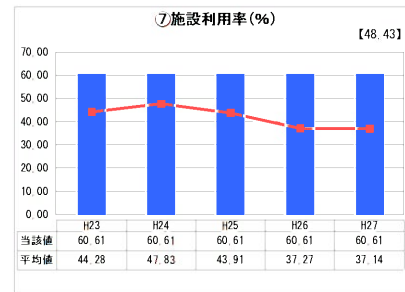
「債務残高」



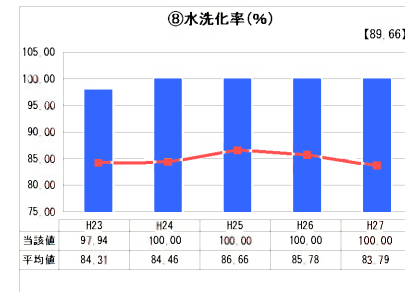
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

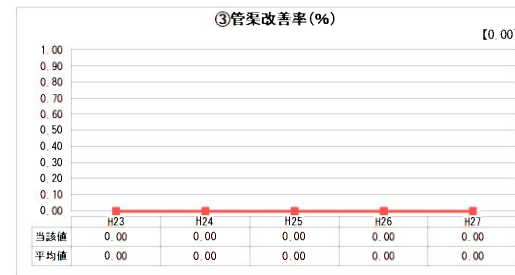
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道事業(林業集落排水)については、全ての指標において全国平均及び類似団体平均値と比較して良好な数値である。
しかし、収入財源が乏しい事から、平成27年度についても、修繕費用に大きな支出があり、収益的収支比率はあまり改善していない。

2. 老朽化の状況について

処理施設、管渠についても20年を経過していないが、今後老朽調査も視野に入れて行かなければならない。

全体総括

林業集落排水地域が山間部にある事から、処理区域人口が少なく、今後新たな人口増は見込めない事から、効果的に修繕費用を抑えて行く施策を考えなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(単位：千円, %)

区 分		年 度	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		7,826	4,054	4,032	4,006	3,979	3,953	3,926	3,900	3,887	3,875	3,863	3,850	3,838	3,828	
	(1) 営 業 収 益 (B)		1,663	1,606	1,584	1,558	1,531	1,505	1,478	1,452	1,439	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380	
	ア 料 金 収 入		1,585	1,606	1,584	1,558	1,531	1,505	1,478	1,452	1,439	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380	
	イ 雨 水 処 理 負 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	エ そ の 他		78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益		6,163	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	ア 国 庫 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ 都 道 府 県 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ 他 会 計 繰 入 金		6,163	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	エ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)		3,475	4,134	3,703	3,899	3,979	3,861	3,845	3,827	3,774	3,745	3,710	3,669	3,633	3,594	
	(1) 営 業 費 用		2,693	3,410	3,011	3,239	3,352	3,268	3,286	3,302	3,285	3,292	3,293	3,290	3,292	3,292	
	ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		2,693	3,410	3,011	3,239	3,352	3,268	3,286	3,302	3,285	3,292	3,293	3,290	3,292	3,292		
(2) 営 業 外 費 用		782	724	692	660	627	593	559	525	489	453	417	379	341	302		
ア 支 払 利 息		782	724	692	660	627	593	559	525	489	453	417	379	341	302		
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		4,351	-80	329	107	0	92	81	73	113	130	153	181	205	234		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		1,030	1,804	1,427	1,681	1,821	1,762	1,807	1,850	1,845	1,865	1,878	1,888	1,902	1,911	
	(1) 地 方 債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金		1,030	1,804	1,427	1,681	1,821	1,762	1,807	1,850	1,845	1,865	1,878	1,888	1,902	1,911	
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国 庫 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(6) 都 道 府 県 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(8) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)		5,381	1,724	1,756	1,788	1,821	1,854	1,888	1,923	1,958	1,995	2,031	2,069	2,107	2,145	
	(1) 建 設 改 良 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		5,381	1,724	1,756	1,788	1,821	1,854	1,888	1,923	1,958	1,995	2,031	2,069	2,107	2,145	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-4,351	80	-329	-107	0	-92	-81	-73	-113	-130	-153	-181	-205	-234		

(単位：千円, %)

区 分	年 度	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0											
実 質 収 支	黒 字 (P)	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	88	69	74	70	69	69	68	68	68	68	67	67	67	67
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額	(R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	1,663	1,606	1,584	1,558	1,531	1,505	1,478	1,452	1,439	1,427	1,415	1,402	1,390	1,380
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((T)/(V) \times 100)$														
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)	39,732	38,008	36,252	34,464	32,643	30,789	28,900	26,977	25,019	23,024	20,993	18,925	16,818	14,672

○他会計繰入金

区 分	年 度	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 支 分		6,163	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	基 準 内 繰 入 金	6,163	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		1,030	1,804	1,427	1,681	1,821	1,762	1,807	1,850	1,845	1,865	1,878	1,888	1,902	1,911
	基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 準 外 繰 入 金	1,030	1,804	1,427	1,681	1,821	1,762	1,807	1,850	1,845	1,865	1,878	1,888	1,902	1,911
合 計		7,193	4,252	3,875	4,129	4,269	4,210	4,255	4,298	4,293	4,313	4,326	4,336	4,350	4,359